

# 岩美町訪問看護ステーション料金表

● 介護保険利用料 ●		
20分未満	316円	【短時間訪問看護】 当日日中等の訪問十分な監察・指導が行われていた時
30分未満	472円	早朝(6時～8時)・夜間(18時～22時)は25%加算 深夜(22時～6時)は50%加算
60分未満	830円	
90分未満	1,138円	
90分以上	1,138円+300円	特別管理加算の対象者に算定。
退院時共同指導加算	600円(1ヶ月)	退院又は退所後の初回の訪問看護の時加算します。 (特別な管理を要する場合は2回)
初回加算	300円(1ヶ月)	新規に訪問看護計画作成し、初回の訪問看護を行った月に 加算。(退院時共同加算を算定の場合は加算しません。)
緊急時訪問看護加算	540円(1ヶ月)	24時間緊急対応をしております。 容体に変化があり、計画外に訪問した場合に加算 (支給限度基準外の算定です)
特別管理加算	500円(1ヶ月)(Ⅰ) 250円(1ヶ月)(Ⅱ)	(※1)(Ⅰ)(Ⅱ)について下記記載 (支給限度基準外の算定です)
ターミナルケア加算	2,000円	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを実施 していること。(支給限度基準外の算定となります)

〈介護保険で要支援・要介護認定を受けた方は、費用の1割が自己負担額となっています〉

● 医療保険利用料 ●		
訪問看護基本療養費	5,550円	週3日目まで
	6,550円	週4日目以降
訪問看護管理療養費	7,300円	月の1日目
	2,950円	月の2日目以降
特別管理加算	5,000円(1ヶ月)(Ⅰ) 2,500円(1ヶ月)(Ⅱ)	(※1)重症者の管理をされている場合に加算 (Ⅰ)、(Ⅱ)について下記記載
24時間対応体制加算	5,400円(1ヶ月)	24時間緊急対応をしています
ターミナルケア療養費	20,000円	死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを 実施していること。

〈各種保険の本人の負担割合に応じて料金は変わります〉

〈※1)特別管理加算

(Ⅰ) 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態、又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態

(Ⅱ) ◎在宅自己腹膜灌流・在宅血液透析・在宅酸素療法・在宅中心静脈栄養法・在宅成分栄養経管栄養法・在宅自己導尿・在宅持続陽圧呼吸療法・在宅自己疼痛管理・在宅肺高血圧症患者、の指導管理を受けている(医療保険では在宅人口呼吸指導管理も含む)。人工肛門又は人工膀胱を設置している。  
在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している。

◎人工肛門又は人工膀胱を設置している。

◎真皮を超える褥瘡の状態である。

◎点滴注射を週3回以上行う必要があると認められる状態。(介護保険)

在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者。(医療保険)